

赤井川村障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

案

計画策定期間：令和6年度～令和8年度

令和6年4月

赤井川村

赤井川村障がい福祉計画 目次

第1章 計画の基本事項.....	1
第1節 計画策定の主旨と目的	1
第2節 計画の位置付けと計画期間.....	1
第3節 計画策定の体制	1
第2章 障がいのある人の現状等	2
第1節 障がいのあるひとの現状	2
第2節 障がい福祉サービスの利用状況	4
第3章 計画推進のための基本的事項	6
第1節 計画推進の基本方針	6
第4章 計画推進のための具体的な取組	7
第1節 権利擁護の推進	7
第2節 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり	7
第3節 就労支援施策の充実・強化	7
第4節 相談支援体制・地域移行支援の充実	7

第5節 サービス提供基盤の整備	8
第6節 保健福祉・医療施策の充実	10
第7節 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上.....	10
第8節 障がい児支援の充実	10
第9節 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援	10
第10節 自立と社会参加の促進・取組定着	11
第5章 計画の推進管理	11
第1節 計画の推進管理	11

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の趣旨

障がいのある人々が、住み慣れた地域で必要な支援を受けながら、自分らしく生活を送ることができる地域社会の実現を目指す「障害者自立支援法」が平成18年4月1日から施行され、平成25年4月からは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」として法律改正されています。同法において、自治体は国の「基本指針」に即して、障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する計画「障害福祉計画」を定めることとされており、この計画は、障害者総合支援法に基づくものです。

また、「障害者基本法」に規定されている「障害者計画」は、障がい者施策に関する基本的な計画であり、障がい者施策の指針となるものです。

本計画では、上記に定める「障がい者計画」と「障がい福祉計画」を一体的に定めるほか、平成30年度から制定が義務づけられている「障がい児福祉計画」についても、一体として計画を策定します。

また、本計画は「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に資するものです。

第2節 計画の位置付けと計画期間

この計画は、赤井川村の総合的なまちづくり計画である「第四期赤井川村総合計画」と整合性を持ち、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画を一体的に策定するもので、赤井川村における障がい者施策を総合的に推進するためのものです。

計画期間は令和6年度から令和8年度の3年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
政策の基本理念と方向性 「赤井川村障がい者計画」 (障害者基本法)			政策の基本理念と方向性 「赤井川村障がい者計画」 (障害者基本法)		
数値目標と障がい福祉サービス等の見込量 『第6期赤井川村障がい福祉計画』 (障害者総合支援法) + 『第2期赤井川村障がい児福祉計画』 (児童福祉法)			数値目標と障がい福祉サービス等の見込量 『第7期赤井川村障がい福祉計画』 (障害者総合支援法) + 『第3期赤井川村障がい児福祉計画』 (児童福祉法)		

第3節 計画策定の体制

これらの計画は、以下の体制にて行います。

- (1) 行政機関内部協議
- (2) 障がい支援専門機関との意見交換
- (3) 赤井川村保健福祉推進会議における意見交換
- (4) 住民からの意見公募(パブリックコメント)

第2章 障がいのある人の現状等

第1節 障がいのある人の現状

1. 障がい者数の推移

赤井川村における身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の各手帳保持者の総数は以下のとおり、横ばいの傾向です。また、障害者総合支援法で規定された難病の患者数については、以下のとおりとなっています。

<総人口>

各年4月1日現在

	令和3年	令和4年	令和5年
合 計	1,150人	1,102人	1,143人

<身体障害者>

①年齢の推移

区分	令和3年	令和4年	令和5年
65歳未満	8人	8人	8人
65歳以上	47人	45人	46人
合 計	55人	53人	54人

②手帳の区分

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	16人	16人	15人
2 級	7人	6人	7人
3 級	8人	8人	8人
4 級	19人	17人	18人
5 級	2人	3人	3人
6 級	3人	3人	3人
合 計	55人	53人	54人

③障がいの種類別、身体障がい者の推移

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
肢体不自由	33人	30人	31人
内部障がい	16人	16人	15人
視覚障がい	1人	2人	3人
聴覚・平衡機能障がい	5人	5人	5人
音声・言語・咀嚼障がい	0人	0人	0人
合 計	55人	53人	54人

※障害種別が複数で認定されている場合、より重度の障がいを区分としてカウントしています。

<知的障がい者>

①療育手帳保持者

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
重度 (A)	0人	0人	0人
軽度 (B)	6人	6人	6人
合 計	6人	6人	6人

<精神障がい者>

①精神保健福祉手帳保持者

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
1 級	0人	0人	0人
2 級	1人	2人	2人
3 級	1人	3人	3人
合 計	2人	5人	5人

②自立支援医療(精神科への通院)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療(精神通院) 支給認定数	11人	11人	11人

<手帳保持者数合計>(『自立支援医療・精神通院』を除く)

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
手帳保持者数	63人	64人	65人
人口対比 (%)	5.48	5.81	5.69

2. 特定疾病(難病)の状況

①特定疾患受給者数

区 分	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病及び 特定疾患受給者	10人	8人	8人
小児慢性特定疾病 医療受給者	1人	1人	1人
在宅難病患者等酸素 濃縮器使用助成事業 認定者	0人	0人	0人

第2節 障がい福祉サービスの利用状況

(1)訪問系サービス

	令和3年	令和4年	令和5年
居宅介護	1人	1人	1人
重度訪問介護	0人	0人	0人
行動援護	0人	0人	0人
重度障がい者等 包括支援	0人	0人	0人
同行援護	0人	0人	0人

(2)日中活動系サービス

	令和3年	令和4年	令和5年
生活介護	2人	2人	3人
自立訓練 (機能訓練)	0人	0人	0人
自立訓練 (生活訓練)	0人	0人	0人
就労移行支援	0人	0人	0人
就労継続支援 (A型)	0人	0人	0人
就労継続支援 (B型)	3人	4人	4人
就労定着支援	0人	0人	0人
療養介護	0人	0人	0人
短期入所 (ショートステイ)	0人	0人	0人

(3)居住系サービス

	令和3年	令和4年	令和5年
自立生活援助	0人	0人	0人
共同生活援助	5人	5人	3人
施設入所支援	2人	2人	3人

(4)計画相談支援等

	令和3年	令和4年	令和5年
計画相談支援	8人	9人	9人
地域移行支援	0人	0人	0人
地域定着支援	0人	0人	0人

(5)障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等

	令和3年	令和4年	令和5年
児童発達支援	3人	3人	1人
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	1人	3人	5人
保育所等訪問支援	3人	4人	6人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設	0人	0人	0人
障がい児相談支援	4人	5人	7人
医療的ケア児に対する関連 分野の支援を調整するコー ディネーターの配置人数	0人	0人	0人
障がい児通所給付認定数	4人	5人	7人

第3章 計画推進のための基本的事項

第1節 計画推進の基本方針

地域に暮らす人々が様々な日常活動によって、自分らしく生きることはごく当たり前であり、誰もが願うところです。現在、国は全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すため、その実現に向けた取り組みを実施することを基本理念としています。

すべての障がい者の自立と社会参加の実現を推進し、また赤井川村総合計画において掲げる「健やかで安心して暮らせるあかいがわ」の実現のため、次の5つを基本的視点としたうえで主要な事業取組の整備目標と確保策を示し、将来像の実現に向けた基盤づくりを推進します。

<5つの基本的視点>

(1)障がい者支援推進体制の充実

北後志自立支援協議会の活用等により、相談支援体制及びサービス提供体制の充実、関係機関・団体相互の連携・協力体制の充実を図ります。

(2)発達障がいの早期療育の支援

出産後の伴走型支援により早期にこどもの発達へ寄り添いながら、必要に応じて関係機関と連携し、自閉症やLD、ADHDなど様々な発達障がいの早期療育を支援します。

(3)広報・啓発活動等の推進

障害者差別法に基づき、障がいを理由とする差別のない村づくりを進めるため、広報・啓発活動や福祉教育等を推進します。

(4)障がい福祉サービスの提供

- ①障がい福祉サービス等に関する情報提供の充実を図り、サービスを利用しやすい環境づくりを進めます。
- ② 北海道との連携のもと、相談の支援や手話通訳者の派遣をはじめとする地域生活支援事業を推進します。
- ③障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ地域生活支援拠点の整備を推進します。令和3年度より北後志5ヶ町村により設置していますが、更なる内容充実と、事業周知を図ります。

(5)就労機会等の拡大

関係機関との連携のもと、職業能力開発機会の充実や事業所への啓発を務めるとともに、関連施策の活用等により福祉的就労機会の充実に努めます。

第4章 計画推進のための具体的な取組

第1節 権利擁護の推進

障がい者の権利を守るための支援体制を整備します。具体策として、現在も制度化されている成年後見制度の利用推進をするための支援を行ってまいります。

また、策定されました「赤井川村高齢者・障がい者虐待防止・対応マニュアル」の活用から、虐待に至る前に防止する仕組みづくりと、万が一虐待が発生した際の対応方法を関係機関と共有することにより一層の連携を図ってまいります。「市町村障害者虐待防止センター」はありませんが、保健福祉課が窓口となり、国や北海道の窓口の活用も含めて、障がいのある人への虐待防止に努めます。

意思決定支援体制に関しては、前述の成年後見制度及び北後志地域自立支援協議会を通じた事業者への啓蒙、相談支援事業者との連携により充実を図ります。

第2節 障がいのある人が暮らしやすい地域づくり

国や北海道の啓発資材等を活用して、SNSなどで周知・啓発することや、村の事業を積極的にPRすることを通して、地域住民が障がいに関する知識を身近に感じられる取り組みを進めます。

障がいサービスに関わる情報についても、ホームページなどにより公開するほか、文書等にも配慮します。窓口対応においても、相談支援事業所と連携し、当事者に寄り添いながら手続きを行えるよう職員の教育に努めます。

社会福祉協議会が事務局である「身体障害者福祉会」の活動・啓発を支援し、当事者同士のつどいの場を継続できるよう図ります。

第3節 就労支援施策の充実・強化

能力や個性を発揮した就労が可能となるよう、北後志自立支援協議会との連携により就労支援の仕組みを充実・強化するとともに、働きやすい環境整備など企業等の理解を深めます。

第4節 相談支援体制・地域移行支援の充実

<地域移行支援>

現在、赤井川村に入所施設はありませんが、住所地特例により給付が行われている障がいのある方について、これまで施設近隣で移行支援への取り組みが行われており、情報提供を含め継続した支援を進めてまいります。

<相談支援体制>

国は相談支援体制の充実・強化を推進するため、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援に取り組むとともに、地域の相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言、人材育成に係る支援の実施、連携強化に取り組むこととしています。

これらを実施するにあたり、基幹相談支援センターであるしりべし圏域総合支援センターを中心に、様々な障がいの種別やニーズに対応できる相談支援体制の充実を図ってまいります。

第5節 サービス提供基盤の整備

赤井川村では現在、障がい福祉サービス事業所はありませんが、今後も周辺市町村との連携、共同設置の可能性を検討してまいります。下記には、その利用見込み量の設定を示します。

障がい福祉サービスの見込み量の設定につきましては、国の「基本指針」及び北海道の「作成指針」を基本とし、赤井川村の実情を踏まえて設定しています。

(1) 訪問系サービス

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障がい者等包括支援・同行援護	1人	1人	1人

(2) 日中活動系サービス

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	3人	3人	3人
自立訓練 (機能訓練)	0人	0人	0人
自立訓練 (生活訓練)	0人	0人	0人
就労移行支援	1人	1人	1人
就労継続支援 (A型)	0人	0人	0人
就労移行支援 (B型)	4人	4人	4人
就労定着支援	0人	0人	0人
療養介護	0人	0人	0人
短期入所(福祉型) (ショートステイ)	1人	1人	1人
短期入所(医療型) (ショートステイ)	0人	0人	0人

(3) 居住系サービス

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	0人	0人	0人
共同生活援助	5人	5人	5人
施設入所支援	3人	3人	3人

(4)計画相談支援等

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	8人	8人	8人
地域移行支援	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	0人

(5)障がい児通所支援、障がい児入所支援、障がい児相談支援等

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援 (児童発達支援センター以外)	0人	0人	0人
児童発達支援 (児童発達支援センター)	3人	3人	3人
医療型児童発達支援 (児童発達相談支援センター以外)	0人	0人	0人
医療型児童発達支援 (児童発達相談支援センター)	0人	0人	0人
放課後等デイサービス	5人	5人	5人
保育所等訪問支援	6人	6人	6人
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
福祉型障がい児入所施設 医療型障がい児入所施設	0人	0人	0人
障がい児相談支援	8人	8人	8人
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整する コーディネーターの 配置人数	0人	0人	0人

※見込み量が「0」であっても、サービスを必要とする対象があった場合は、対応と必要な措置を講ずる。

(6)地域生活支援事業の見込み

- ①相談支援事業等の見込み…引き続きNPO法人しりべし圏域総合支援センターへ委託
- ②意思疎通支援事業の見込み…0名/年
- ③日常生活用具給付事業の見込み…3名/年
- ④移動支援事業の見込み…2名/年
- ⑤地域活動支援センター(地域作業所を含む)の見込み…1名/年
- ⑥障害児等療育支援事業の見込み…1名/年

第6節 保健福祉・医療施策の充実

国は現在、人口の少子高齢化に対応するため、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が自分らしい暮らしを最期まで続けることができるように、包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進しています。

障がい分野においても「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進し、精神障がい者の社会的入院を解消するため、地域への移行促進が進められています。精神障がい者が地域で安定した生活を営むためには、地域包括ケアシステムの概念枠組みを精神障がい者のケアにも適用して、共通の資源の活用を目指していくことが望まれています。

赤井川村では、現在保健福祉課が主体となって推進している地域包括ケアシステムの仕組み作りと連携しながら、障がいのある人も地域で安定した生活を営むことが出来るような体制づくりを精神障がい者地域生活支援センターとの連携の上、進めていきます。

第7節 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

近年、障がいの特性及びニーズの多様化に伴い多くの事業者が参入する中で、利用者が真に必要な障がい福祉サービス等を提供するため、サービス等の質の向上を目的とした取り組みに係る体制を構築してまいります。

赤井川村の取組としましては、北海道が実施する研修を通して、相談支援へつなぐ窓口となる職員の専門性の向上を図ってまいります。また、サービス事業所へ対しては、請求内容より適切な支援が提供されているか点検に努めると共に、北後志自立支援協議会及びしりべし圏域総合支援センターとの連携により行ってまいります。

第8節 障がい児支援の充実

赤井川村では、妊婦健康診査や乳幼児健診等を行い、障がい及び発達障がいの早期発見に努めるとともに、支援が必要な場合は、北後志5町村で運営している母子通園センターや巡回児童相談が利用できる相談・支援体制が整備されています。

新たに支援を必要とするこども及び家庭が生じた際には、ケース会議等を活用して関係機関との情報共有・連携を図り、年齢の変遷による支援者の移行があっても、切れ目のない相談支援体制の構築を進めてまいります。

尚、児童発達支援センターの設置、児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置、医療的ケア児や難聴児支援のための協議の場の設定については、対象者数が少なく、赤井川村単独での設置は難しいと考えています。今後も周辺市町村との連携、共同設置の可能性を検討してまいります。

第9節 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援が推進され、また重症心身障がいや在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、村内外の資源の活用をはじめ、関係機関との連携において充実を図ります。

第10節 自立と社会参加の促進

地域活動支援センター「リカバリーしりべし」のPRにより、生きづらさを抱えた人の自立と社会参加を促進します。事業所は村外にありますが、令和4年度から委託事業として「出張リカバリーしりべし」を定期的開催しており、悩みを抱えた方の相談の場、また関わりのきっかけづくりの場として継続していきます。

また、過年度に引き続き「障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を掲げ、事業所が設置された場合の応援の姿勢を保持します。

第5章 計画の推進管理

第1節 計画の推進管理

1. 総合的な計画推進体制

本計画は、赤井川村や障がい者、障がい児及び家族、福祉関係団体・事業者などと連携し、住民の理解を得ながら推進してまいります。重点項目については下記とします。

- (1)北後志地域自立支援協議会の活動促進
- (2)保健・医療・福祉・労働・経済・教育部門の共同による計画推進

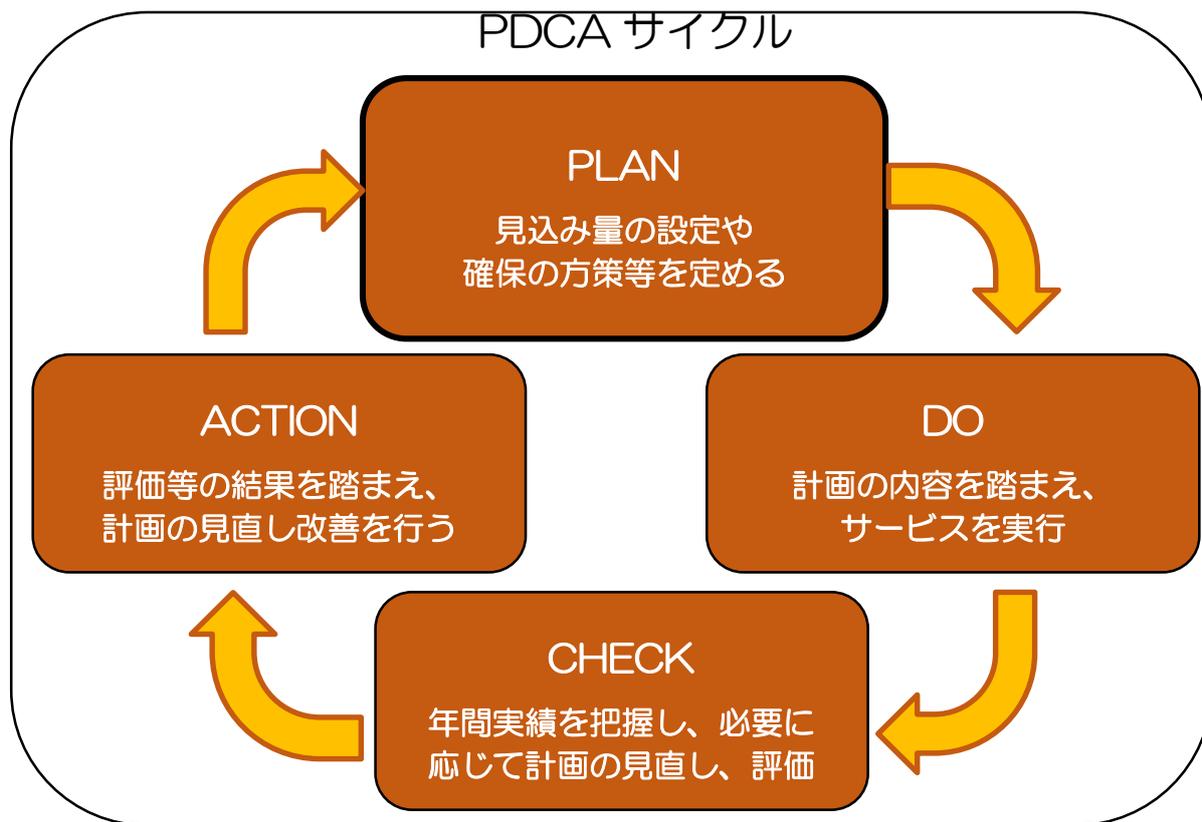
2. 計画達成状況の点検・評価

- (1)年度ごとに、障がい者数やサービス提供量を把握します。それを基に、計画の達成状況を把握し、点検・評価を行うとともに、評価結果について、関係者の意見を求めています。
- (2)地域自立支援会議において、サービス提供にかかわる課題や取り組み等について検討するとともに、計画の進捗状況の点検等を行い、障がい施策に関する意見等を求め、計画の見直しや施策等に反映していきます。

3. PDCAサイクルについて

本計画は、推進状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的調査・分析及び評価を行い、社会状況の変化や国の障がい施策の動向を踏まえ、必要があると認めるときは計画を変更し、その他必要な措置を講じることとされており、PDCA サイクルにより計画の進行管理を行います。



赤井川村障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画
令和6年4月

発行 赤井川村
〒046-0501
北海道余市郡赤井川村字赤井川318番地1
赤井川村健康支援センター

電話 (0135) 35-2050

編集 赤井川村保健福祉課